岩手県告示第568号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院である。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
内丸病院	盛岡市本町通一丁目12番７号	令和11年10月26日